

監 査 報 告 書

平成 24 年 5 月 17 日

学校法人 親和学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 親和学園

監 事 白 丹 義 人 
監 事 古 家 清 子 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人親和学園寄附行為第 16 条に基づき、学校法人親和学園（以下、当学園という。）の平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、常任理事会、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長、常務理事から業務の状況を聴取するとともに、会計監査人から監査の結果を聴取するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、当学園の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書・消費収支計算書）及び事業報告書は、当学園の平成 24 年 3 月 31 日現在の財産及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 25 日

学校法人 親 和 学 園

理 事 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

芝 池 勉



指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

小 林 洋 之



当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人親和学園の平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクの評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人親和学園の平成 24 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上